

# 多胎妊娠の方へ 妊婦健康診査助成券を 追加で交付しています！

さいたま市では、令和2年4月から、多胎妊娠の方に、妊婦健康診査1回あたり上限額5,000円、5回分の助成を受けることができる妊婦健康診査助成券を追加で交付しています。

## ◆対象となる方

- さいたま市に住民登録があり、妊婦健康診査を受診される多胎妊娠の方
  - \*多胎と診断され、母子健康手帳の追加交付を申請された際に、追加分の助成券を交付いたします。
  - \*交付場所：各区役所保健センター（連絡先等は裏面をご覧ください）
  - \*妊婦健康診査受診日にさいたま市外に転出（住民票を異動）されている（される）方は対象外となります。



## ◆助成金の支給金額・追加助成回数

- 支給金額：多胎妊娠の方1人につき、1回あたり上限額5,000円
- 追加助成回数：5回分  
(冊子になっている妊婦健康診査の助成14回分と合わせて、19回分の健康診査費が一部助成されます。)
- \*追加交付された助成券は、全て償還払いとなります。医療機関の窓口ではご使用いただけません。(妊婦健康診査の委託医療機関であっても、医療機関等の窓口で一旦は健診費用をお支払いいただき、後日、保健所地域保健支援課へ助成金の支給申請をしていただきます。)
- \*助成金の支給金額は、妊婦健診費用の全額ではありません。申請額のうち、定められた助成金額(5,000円)と自己負担した額を比較して、少ない方の金額となります。5,000円を超えた費用については、自己負担になります。無料券ではありません。
- \*使用しなかった助成券の現金への換金はできません。 \*三つ子以上でも回数は同じです。

## ◆妊婦健康診査費助成金（償還払い）の申請方法

- 下記の宛先に郵送してください。
- \*提出書類について電話等でお伺いする場合があります。申請書には、昼間でも連絡可能な電話番号を必ずご記入ください。なお、窓口申請は保健所で受付いたします。
- \*差出し・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便などのご利用をお勧めします。普通郵便で送付された書類の到着確認はお受けできない場合がございます。
- \*同封されましたファイルやクリップ等は返却致しかねますので、ご了承ください。
- \*申請ごとに申請書類と添付書類が必要になりますので、全ての妊婦健康診査が終了した後、まとめて申請されることをお勧めします。

### 【郵送先】

\*右記を切り貼りして、ご利用ください

〒338-0013

さいたま市中央区鈴谷7-5-12

さいたま市保健所 地域保健支援課 母子保健係 宛て

「妊婦健康診査助成金申請書在中」

## ◆助成金の申請に必要なもの

(1) さいたま市妊婦健康診査費助成金支給申請書（様式第4号の2）

(2) 多胎妊娠の方用の追加交付された助成券

(3) 振込先口座情報部分（通帳またはキャッシュカードのコピー）

⇒申請者（妊婦健康診査受診者）の振込先金融機関・支店・口座番号・口座名義人が記載された部分のコピー  
⇒申請者以外の振込先にご希望される場合は、申請書裏面の委任状を忘れずにご記入ください。

(4) 医療機関等が発行した領収書と明細書のコピー

⇒受診先医療機関等の名称及び受診日が明記された領収書・レシートなど。

領収書を紛失した場合は、さいたま市妊婦健康診査実施証明書を医療機関等に記載してもらってください。証明書の発行手数料は、申請者の自己負担となります。

(5) 母子健康手帳の「表紙」と「妊娠中の経過」のページのコピー

(6) 印鑑 ⇒窓口にてご申請いただく場合は忘れずにお持ちください。

※母子健康手帳発行後に氏名が変わられた方は、旧・新の氏名が確認できるもののコピーを添付してください。

（例：運転免許証の表と裏のコピーなど）

※転出された方は、ご転出先の住民票のコピーを添付してください。

※さいたま市妊婦健康診査費助成金支給申請書、さいたま市妊婦健康診査実施証明書は、さいたま市のホームページからダウンロードが可能ですのでご利用ください。また、申請に必要な様式は、各区役所保健センター窓口及び保健所地域保健支援課にて配布しております。

【さいたま市保健所ホームページ】下記アドレスの「妊婦健康診査費助成金について」をご覧ください。

<http://www.city.saitama.jp/007/001/002/p012226.html>



## ◆申請期限

最終の妊婦健康診査受診日（母子健康手帳の「妊娠中の経過」の最終記載日）の翌日から起算して一年以内

※期限の日が土・日祝日の場合は、翌日を期限とします。

## ◆支給までの流れ

審査後、妊婦健康診査費助成金の支給が決定した場合は、「さいたま市妊婦健康診査費助成金支給決定通知書」を申請者宛てに普通郵便で郵送します。支給要件に合致しない等で、不支給とした場合は、その理由を記載した「さいたま市妊婦健康診査費助成金不支給決定通知書」を申請者宛てに普通郵便で郵送します。

支給が決定した方には、ご指定いただいた口座へ助成金を振り込みます。

申請書の受付日から振込までは、2～3か月かかります。

※審査はそれぞれの事業によるため、産婦健診等との同時申請であっても振込日が異なることがあります。

## 【お問い合わせ先】

さいたま市保健所 地域保健支援課 母子保健係 TEL:840-2218 FAX:840-2229			
西区役所保健センター	TEL:620-2700 FAX:620-2769	桜区役所保健センター	TEL:856-6200 FAX:856-6279
北区役所保健センター	TEL:669-6100 FAX:669-6169	浦和区役所保健センター	TEL:824-3971 FAX:825-7405
大宮区役所保健センター	TEL:646-3100 FAX:646-3169	南区役所保健センター	TEL:844-7200 FAX:844-7279
見沼区役所保健センター	TEL:681-6100 FAX:681-6169	緑区役所保健センター	TEL:712-1200 FAX:712-1279
中央区役所保健センター	TEL:840-6111 FAX:840-6115	岩槻区役所保健センター	TEL:790-0222 FAX:790-0259